

塩谷町告示第 41 号

塩谷町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町議会委員会条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第12号

塩谷町議会委員会条例(昭和63年塩谷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 6人</p> <p>総務課、<u>庁舎建設準備室</u>、企画調整課、税務課_____、産業振興課、建設水道課、会計課及び農業委員会事務局の所管に関する事務、他の常任委員会の所管に属しない事務</p> <p>(2) 教育福祉常任委員会 6人</p> <p>住民課、<u>保健福祉課</u>、<u>高齢者支援課</u>及び教育委員会事務局の所管に属する事務</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 6人</p> <p>総務課、<u>管理課</u>_____、企画調整課、税務課、<u>くらし安全課</u>、産業振興課、建設水道課、会計課及び農業委員会事務局の所管に関する事務、他の常任委員会の所管に属しない事務</p> <p>(2) 教育福祉常任委員会 6人</p> <p>住民課、<u>健康生活課</u>、<u>福祉課</u>_____及び教育委員会事務局の所管に属する事務</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。